

建築基準法の一部改正に伴う地区計画等の記載の補正について

(高度利用地区)

1. 概要

・建築基準法の一部を改正する法律が施行され、大規模火災による被害など、近年における建築物をめぐる状況から、より合理的かつ実効的な建築規制制度の構築のため、建築物の防火改修・建替え等による市街地の安全性の確保、建築物の用途の制限に係る特例許可手続きの簡素化、木造建築物の耐火性能に係る制限の合理化等の改正がおこなわれました。(平成 30 年 9 月 25 日施行及び令和元年 6 月 25 日施行)

・法律の改正に併せ、東部大阪都市計画(高度利用地区)においても、建築基準法を引用する箇所について整合を図るため、地区計画等の方針に定める事項を補正するものです。

2. 補正する内容(概要)

・建築基準法を引用しているものに項ずれが生じることから、同法文との整合性を図るもの。

3. 地区計画等の方針の新旧対照表

補 正 後	補 正 前
○制限の緩和 1. 建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては 1/10、 <u>同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は第 6 項第 1 号に該当する建築物にあつては 2/10 を加えた数値とします。</u>	○制限の緩和 1. 建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては 1/10、 <u>同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は第 5 項第 1 号に該当する建築物にあつては 2/10 を加えた数値とします。</u>